

井手町公告第32号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので同法第19条の規定により公告し、その関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

令和8年6月3日

井手町長 西島寛道



記

- 1 縦覧に供する農地利用集積計画  
令和8年度 第1号
- 2 縦覧期間  
令和8年6月3日以降
- 3 縦覧場所  
井手町大字井手小字東高月8番地  
井手町産業環境課